

知恵の樹

No. 206 2016.10.25

町田の図書館活動を
すすめる会

代表：手嶋 孝典
tejitaka@f8.dion.ne.jp

絵本とともに

しょうじ りお（絵本作家）

絵本は、私にとって、てのひらにあたたかく灯りつづけるともしびのようなものです。ひとつのお話を描いている時、はじめはシルエットのようだったちいさな主人公は、しだいにいきいきとしたこどもになって、よろこんだり、悲しんだり、ともに暮らす相棒になって、私を生かしてくれるようになっていきます。絵本のとびらを開けたこどもの心にも、ぽっとあたたかなあかりがともってくれたらなあと願って、描いています。

そんな私の生活のなかでは、図書館の児童書のコーナーを右往左往している小さなこどもたちの姿を見るのがとても楽しみです。手の届く棚から、あれこれ本を取り出して世界を広げている真っ最中なのです。今、本やさんのこどもの手の届くところに並べてあるものという、流行っている限られた本が多く、お母さんたちも、子連れのせわしい時間の中では、間違いのなさそうな売れてる本や、すぐのためになると思う本を選んでしまうことが多いのではないのでしょうか。図書館では、ゆっくり選ぶことができ、いろんな絵本でかごいっぱいにしていく親子、吸い取られそうな気配で本を読みこんでいる小学生の姿が見られます。そんな光景がずっとつづいてほしいなあ…そう願わずにはいられません。

私は、数年前、養護学校と普通高校教員を定年退職しましたが、先日、養護学校で担任したMちゃんを、お母さんと施設に訪ねました。20年以上の時間が流れ、すっかり大人になったMちゃんに、手作りした絵本をプレゼントしたところ、喜んでみてくれて、ときどき文章をゆびさして、「ここ読んで」とサインをだしました。「ああ、お母さんがきつと小さい時から本を読んであげていたんだなあ」と胸をつかれました。

重度の障害があり言葉のないMちゃんは、絵や言葉の声を楽しむ豊かな世界を育てていたのです。

また、あるカフェで絵本原画展をしたときのことです。手作り絵本を数冊と、椅子を置いていたのですが、30歳くらいのダウン症の男の人に、お姉さんが読み聞かせをしていましたよとお店の人から聞きました。このお姉さんは、小さい時から弟さんに読み聞かせをしていらしたのでしょうか。小さいころから、ゆっくり感性を育てていく大切さを痛感しました。



『おかあさんにカーネーション』から
(ホームページ <http://shojirio.jimdo.com/>)

町田市では図書館の図書購入費が、昨年度の3割も削られているそうです。必死で税金を納めているものとしては許せない気持です。予算と人を減らせば、図書館の活動はやせ細っていくでしょう。それに加えて、経営を民間企業にまかせる、なんてことになったら、市民の意見が入りにくくなってしまふところか、本当にいい社会資源を蓄積して、次の世代に受けついでいく大切な図書館の機能を、私たちは失ってしまうかもしれません。どうしたらいいのでし

よう？次世代にこの世の中を譲り渡していく私たち
は、今なにをしなければいけないのかと思うこの頃

です。

(市内在住)

講演会「図書館における指定管理者制度導入について考える

～制度の概要と政府の動向～」(2)

講師：松岡 要さん(日本図書館協会元事務局長)

去る9月4日(日)に実施された松岡要さんの講演会報告の2回目です。紙面の都合により、3回に分けて連載しています。講演のレジュメ&資料は町田の図書館活動をすすめる会のホームページで見ることができます(<http://machida-library.jimdo.com> または「町田の図書館活動をすすめる会」で検索)。

(報告：神尾陽子・手嶋孝典)

3. 指定管理図書館を誘導、推進する施策

(1) 総務省通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」2015.8.28

これは総務省が、安倍内閣の財政運営の基調となっている「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定)の地方行政への具体化として、自治体に出した通知文書である。民間に自治体の行政サービスを委ねることを強調する内容である。

この中で指定管理者制度について、3点にわたって指示している。

① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。

町田市の公共施設管理計画も、これとの絡みで問題になっていると思われる。建物のハード面ではなくて、指定管理者制度を説明する中で、この計画を挙げていることに注目せざるを得ない。公共施設の計画は、民間委託による運営を前提としたものであることが明らかになってきた。

② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施設目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

地方自治法では、部分的な指定管理者制度を認めている。そういうことも含めて、とにかく指定管理者の参入しやすいうようにせよとするものであるが、このなかの「公募前対話の導入」は注視せざるを得ない。指定管理者制度導入の計画・立案する能力が行政当局に欠けているために、計画書、業務要求水準書等を指定管理者に予定されている業者に委託している市があるが、導入する前からの指定管理者の役割を公然と是認することにつながる。これは行政的な公平さから見ていかがなものかと思う。

③ また、「指定管理者制度の運用について」(2010年12月28日総行経第38号)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

①と②の内容は、③とは異質である。この矛盾を総務省に説明を求めたいと思っている。この通知文書は、政府の10年ぶりの地方行革推進の通知文書である。自治体行政にとって重視せざるを得ない。10年ほど前には「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(2005.3.29)が出された。皆さんの記憶にあるかもしれないが、政府は地方行革の“集中改革プラン”の提出を求めた。その中で、指定管理者制度も大きな柱として位置づけ、次のように指示した。

「公の施設の管理状況については、管理の主体

や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。」

つまり、公の施設の管理については、指定管理者制度を物差しにして検討し、政府に報告することを求めたのである。

このとき政府の求めたことは、行革の内容についてはそれぞれの自治体の検討に任せるものだった。ところが今回の通知文書は、具体的に行革の内容を指示しているのである。地方自治無視をいっそう強めている。

(2) 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」

それがよく分かるのが、2015年4月1日現在で総務省が行った調査である。町田市が答えたものが資料13である。23の施設について指定管理者制度導入状況を訊いている。導入していない施設については、今後どうするかということをお答えさせている。図書館は8館全てで導入されていないが、「司書の技能・経験・対応力等が、長期的に蓄積されないなどの課題があり、当面は、直営で行う予定である」と町田市は総務省に答えている。

他には、17件の行政サービスの民間委託の実施状況も訊くなどしている。何を行革としてやるかを定める自主性や自治体として何で判断するかということも抜きにして、公的施設、行政サービスについて、委託化するかしらないかを迫っているという誘導的な調査だ。これについてノーとは答えにくい。去年の4月1日現在で調査し、今年の3月になってからやっと公表された。

(3) 総務省「公共施設等総合管理計画」策定推進の通知 2014年4月

この目的は、施設が老朽化しているが、お金がない訳だからどうすべきか自治体はどう考えるかということでの取り組み。施設をなくすことについて財政的な措置をするなど基本的には公共施設全体を減らす計画を策定させるということである。残しても、その運営は民間に委ねることの検討も加えている。

(4) 国土交通省「立地適正化計画制度」「集約都市形成支援事業制度要綱」

コンパクトシティ構想(2014年)と言われているものである。合併によって今まで旧市でそれぞれに中心地があるが、それを一カ所に都市機能を集約すると



いう考え。周辺にある施設は潰せという計画。コンパクトシティで効率的なサービス運営をすることを求めている。図書館については、「集客力があり、まちの賑わいを生み出す」「都市機能の増進に著しく寄与する」欠かせない施設と、国土交通省は説明している。周南市、小牧市、多賀城市などいくつかの市でツタヤ図書館が問題になっているが、この政策が要因である。このコンパクトシティ構想について、閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」(2015.6.30)は地域の「稼ぐ力」の向上に資するものと位置づけているのである。

4. 地方交付税による指定管理者制度の誘導

2015年11月27日第20回経済財政諮問会議において、高市総務相は、地方交付税にトップランナー方式を導入、図書館については指定管理者制度導入を提起した。これは、総務省が自治体に指定管理者制度から逸脱したことをたしなめるためにたびたび通知してきた「指定管理者制度導入の留意事項」など、これまでの経緯を無視するものである。

さらに地方交付税法3条3項において、「その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない」とする地方交付税制度の基本からも逸脱した行為である。

(1) 2016年度地方交付税算定に「トップランナー方式」を導入

2016年度から導入された「トップランナー方式」とは、「歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みである。」としており、

歳出経費は指定管理者制度導入とか、民間委託しているところの経費節減に努めた自治体を算定基礎に置いて全国の交付税交付額について決めるという仕組みである。歳入については、これまでの積算は全国平均であったが、税の徴収率が高いところの3分の1を基礎に置く、というものである。これでは自治体は益々財政困難に陥る。

(2) 図書館等の管理への指定管理者制度導入を前提とした算定

図書館については、来年度から指定管理者制度

導入を前提とした積算内容で地方交付税を積算するとしている。これは既に、特別区で実施されている手法である。東京都と特別区の間には都区財政調整制度というのがある。本来区税だが東京都が徴収して、各区の実情に応じて配分する制度である。その中に図書館管理費も含まれている。2010年度から、そのなかに指定管理図書館を積算するようになった。特別区が異常に指定管理図書館が多いのはこれがあるからだ。

(次号へ続く)

投稿

変わりつつある“図書”と“図書館”とまちの関係

野田 恒雄 (建築家)

本誌を発行している団体名は、「町田の図書館活動すすめる会」(以下、「会」)です。この、「図書館活動」というところがポイントです。「図書」活動ではなく、「図書館」活動です。

図書活動と図書館活動とはどういう違いがあるのでしょうか。今回はそれを考えるところからこれからの図書と図書館のあり方を考えてみたいと思います。

ここで思考のきっかけとして、図書と図書館それぞれを扱う主体を設定してみます。図書というと、大抵は一人の“ひと”がエンドユーザーとしてイメージされます。一方図書館はというと、これは一般的には施設が想起され、所有・活用するのは一人のひとではなく集合体としてのいわば“まち”です。つまり、図書とひと、図書館とまち、という組み合わせになります。この組み合わせをベースに考えてみます。

まず“図書とひと”です。今、図書とひとの最近の新しい関係としてすぐに思い浮かぶのは、おそらく米 IT 企業アマゾンなどに代表される革新的な流通経路や情報技術によって生み出されたサービスとそれよる大きな変化でしょう。アマゾン等の登場によって書店の来店者数と売り上げは大きく落ち込み、ひとと図書との新たな出会いが生まれなくなった、などと言われます。しかし、アマゾンにせよ書店にせよ、これらを利用する

ひとは“図書を求めるひと”です。つまり“図書に無関心なひと”はそもそもどちらもほとんど利用していません。しかし「会」および図書館にとってより重要なのは、その無関心なひとにどう関心を持って貰えるかの“図書とひとの関係”です。

その際に、“図書館とひと”ではなく“図書とひと”という組み合わせで考えているということが重要です。つまり図書館に来てもらうことを考えるのではなく、まずは図書に触れてもらうことを考える。そうすると“図書館という施設”の呪縛から思考が自由になります。そしてどうすれば彼らの生活に図書に触れる機会を挿入できるだろうかと考えます。すると幾つかアイデアが浮かびます。一つは、地域の生活利便施設の活用です。例えばコンビニはある一定のエリアごとに点在しています。そして必ず書籍コーナーがあり、立ち読み客の存在がお店の賑わい演出になるため、目立つ重要なガラス面にほぼ必ず配置してあります。その書籍コーナーの図書選定で図書館が協力して、学生か子育て世帯か高齢者かなどその地域に住むひとにあったセレクトにして充実させたり、さらにはそこで貸し借りができるように連携できれば、新たな図書とひととの関係を提供できるかもしれません。コンビニにとっては新たな来店目的の提供とガラス面の賑わい演出向上になります。さらに

このアイデアは小学校や保育園の活用にも応用できるかもしれません。小学校も保育園も一定の範囲ごとに存在し、そして地域への開放など新たなまちへの貢献が求められています。小学校は図書室、保育園は絵本コーナーを地域に開放すれば良い貢献になりそうですし、図書が入れ替わることは小学校や保育園にとっても内容の充実につながります。また、別のアイデアとしては流通網の活用です。例えばアスクルなどの日用品事務用品配達サービスと連携して、図書の貸し借りができるようにしたりすれば、企業から個人までが図書貸出サービスを気軽に利用できるようになります。こうした活動はまさに“図書活動”と言えそうです。

さて次に“図書館とまち”です。今各地で図書館のあり方が大きく変わってきています。有名なのは佐賀県武雄市の図書館における蔦屋書店との連携かもしれませんが、それだけでなく富山市のガラス美術館との複合施設化、仙台市メディアテークや山口市 YCAM などの総合情報施設化、つがる市のイオンモールへの入居という商業テナント化、武蔵野市の武蔵野プレイスなどの地域拠点施設化など、そのバリエーションはどんどん増えています。また札幌市の図書館は電子図書館に力を入れ、かつての“施設”からの脱却を図って

ています。つまりここでは前段とは逆に、図書館という“施設”のあり方や可能性を考えることが重要です。

図書館の役割は本の保管・貸出だけではないというのはもはや耳にタコができるほどだと思いますが、一方でまだまだ読書会や夏休みイベントの開催などあくまで今までの図書館の概念の中にとどまっているのが実情です。例えば、人口減少に悩む地方では図書館はもしかしたらエンターテインメント施設の役割を果たせるかもしれません。一方都心部にある図書館は、読書の場ではなく図書を介してひととひとを繋ぐ場の役割が求められるかもしれません。また郊外部では学童保育の役割を担うことだってできるかもしれません。つまり、そうやって図書館の持つ能力とまちにおける役割を見直すことで、今までになかったサービスを提供する施設に生まれ変われる可能性があります。そしてそうした活動は“図書活動”に対して“図書館活動”と呼べるかもしれません。

もしも「会」の名称に込められた思いが、町田市における図書文化を育む活動という意味であるなら、図書活動と図書館活動双方を据えて考え、その組み合わせによって推進していくところに、これからのヒントがあるように思います。
(市内在住)

柿の木文庫(講師派遣事業)

講演会<わらべうたでゆったり子育て>の報告

柿の木文庫 鈴木真佐世

この10年くらい、小さい子ども向けのおはなし会の依頼が多く、その際に織り込む手遊び・わらべ歌を会員たちが学びたいと願って講演会を企画しました。9月16日(金)相京香代子さんを柿の木文庫にお呼びして10時30分からの講演会と午後の懇親会を行いました。講演会には文庫の乳幼児向けおはなし会「かきのたね」に普段から参加している親子の他に、市の広報・チラシを見て参加して下さった方など10組以上の親子と地域のおはなしボランティアや図書館職員の方、会員など、合わせて30人の大人と10人強の子どもたちが狭い文庫いっぱい

に集まる中で、わらべ歌を一緒に歌い、鈴やチャイム

のきれいな音に子どもも大人もゆったりとした快いひとときを過ごしました。
昼食後には、会員向けに午前中のわらべ歌のおさらいや追加資料も使ったわらべ歌や手あそびをいくつも披露してくださいました。楽しい交わりの中、お母さん自身が楽しめること、子どもには高い音の方がしっかり耳に届くなど、大事なポイントも教えていただき、充実した講演会となりました。(会員)
(相京香代子さんのプロフィール: 専門学校で声楽とピアノを学び、1986年から2010年まで幼稚園会場や自宅で、電子オルガンとピアノを指導。ゴダー

イシステムの指導法を茂手木節子氏に学ぶ。2000年より、子育て支援のわらべうた講座や保育士の研修を行っている。あそびの広場「ぼこぺんの会」主宰)



第16期図書館協議会 第11回定例会報告

2016年8月25日(木)午後3:00～5:00 中央図書館・ホール 傍聴者2名

【報告事項】

《館長報告》館長欠席のため、副館長が報告

1. 第5回定例教育委員会 8月5日

<議案>

(1)2016年度町田市教育委員会の権限に属する事務の管理および執行状況の点検及び評価(2015年度分)

図書館関連は4か所 ①地域活動の支援、②地域サービス拠点の整備、③地域資料の活用の推進、④文学館の企画展示の充実について執行状況の点検を行った。

①について Q:鶴川地区協議会のスマイルラウンジの支援は良いと思う。他の地区や子ども会、PTAに、サービスの内容をPRすることも必要。⇒それぞれの協議会、団体で状況は違うので、それぞれに働きかけていきたい。

Q:実際にはどのような支援をしているのか⇒レファレンス機能を用いるまでには至らない。講演会関連資料などを用意する程度。

意見:レファレンス機能を知っている、または使ったことがある人は少ない。困ったことがあったら、情報の糸口は図書館にあるということのPRは重要。

意見:鶴川では法律相談などが並ぶので、そういうところで図書館職員の相談窓口(読書相談・レファレンス)などあれば良いのでは。

意見:地域の課題解決に取り組む団体間の繋がりが持てる場を提供することも意味がある。⇒市民部の取組みは把握していないが、同じ問題に取り組む団体が情報を交換する場は大切。

意見:PTAへの働きかけは、子どもにもつながる可能性があり意義はあるが、働きかけが意外と難しいと思う。

意見:小学校では読み聞かせ講習など図書館から来ていただき、助かる。図書館から積極的に働きか

けていただけると嬉しい。

②について Q:サービス拠点の整備の在り方について検討するとは⇒受渡し拠点のタイムラグの問題、スペース、物流、人など複合的に検討することが必要。

Q:返却専用の施設は町田市にはあるか⇒受取場所での返却に限られる。場所の問題などで難しい。

③について Q:地域資料のデジタル化は町田を発信していく上で重要。情報公開としても意味がある。市全体で予算を考える方法はないのか⇒そのような認識はある。

④について Q:展覧会のための情報収集はどのようにしているか⇒文学館の収集保存の仕事を通して情報を得る。展覧会の目的では行っていない。

<協議事項>

(1)町田市生涯学習審議会への諮問について 以下諮問事項

今後の生涯学習施策の進め方について

1. 生涯学習行政の今後のあり方について 2. 生涯学習施設の今後のあり方について 3. 社会状況を踏まえた新たな生涯学習施策について 以上3点

委員長から報告:町田市公共施設等総合管理計画、町田市基本計画の実行計画で行政経営計画プランなど上位計画は既にできており、行政全体の業務の精査効率化に向けた検討がすすんでいる。存廃を含めた検証と抜本的見直しを求められた。今回の審議会では諮問と多少の意見交換のみ。現状把握ということで次回以降2回は各施設のヒヤリング。2016年度中に中間答申を求められた。

Q:生涯学習行政のあり方を諮問となっているが、教育委員会所管する施設についてのみ今後のあり方を諮問するというのはおかしいのではないかと委員長:町田市には教育委員会の所管しない生涯学習

施設がある。個人的には教育委員会が単独で所管するべきと考えているが、現実にはそうっていない。

<報告事項>

(2)町田市教育委員会非常勤職員設置要綱等の一部改正について

任用における年齢制限に関する規定をなくす、妊娠症状対応休暇の取得回数の制限を廃止、適用除外に関する規定を削る。

“市民の図書館”であり続けるために！ 第31回図書館学習会

永山公民館市民企画講座

連続講座「中央図書館は未来を開く」第1回 「いまちづくり、役立つ図書館を目指して」

～図書館の担い手を考える～

講師：森下芳則氏（前・愛知県田原市図書館長）日本図書館協会理事、大学非常勤講師、古文書の翻刻（田原市博物館嘱託）

現在「多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会」が6月から2017年1月まで開催中です。7月には「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の更新案が示され、本館の再構築と地域図書館は当面継続されることになり全体の図書館網を考えていきます。

図書館を運営するために一番大事な担い手（職員）についても検討課題です。図書館長として開館準備と運営を担ったご経験をお聞きし、〈役立つ図書館とは〉を考えます。

◇日時 2016年11月6日（日）

午後2時～4時30分

◇会場 ベルブ永山（永山公民館）4階視聴覚室
京王線・小田急線永山駅下車徒歩3分

◇定員 45人（申込先着順10月23日より受付）
全回参加優先。定員に余裕があれば1回でも可能

◇参加費 資料代300円

◇共催：多摩市に中央図書館をつくる会

◇問い合わせ・申込：青木 Tel 090-7002-1588

E-Mail: yy.aoki@nifty.com

鈴木 Tel/Fax 042 - 389 - 6809

【その他】

1. 子どもまつりについて

第1回の子どもまつり打ち合わせが行われ、説明会で話題になったタイトルについて、「こども」をとって図書館まつりとする方向で、3月に図書館と市民が協働で開催することになった。

★次回第16期図書館協議会第12回定例会は2016年10月27日（木）午後3時～ 町田市立図書館・中集会室に傍です。

第27回 多摩デポ講座

「多摩地域の図書館行政を担う図書館員に聞く」その3 「私の図書館での仕事、そして多摩六都連携」

今回の講座は、多摩六都（清瀬市・小平市・西東京市・東久留米市・東村山市の広域行政圏組織）の図書館長にお揃いいただき、それぞれの市で進めてこられた図書館行政と図書館に対する思いを語っていただきます。

同時に多摩六都の連携形成の経過や今後についてお話しいたします。4名の図書館長は、日々の図書館行政に心を砕いていただいています。皆さん今年度でご退職となります。

図書館の経験と思いを引き継ぎ、多摩地域の図書館をより発展させるためのメッセージをいただきたいと思っています。共同保存図書館の活動には、多摩地域のすべての図書館のよりよき連携が必要です。多摩地域での図書館の理解と連携をすすめる機会にしたいと考えています。

♣日時 11月14日（月）

午後6時30分～午後8時30分

♣場所 立川市女性総合センター・AIM

5階 第3習室

♣参加費 無料（どなたでも参加できます）

下記URLから、チラシをダウンロードできます。

<http://www.tamadepo.org/kouza.html#kouza27>





ひろば

例会 9/27 (火) 報告

- ・16:30～No205 印刷他(清水・丸岡・手嶋)
- ・18:00～20:40 中央図書館・中集会室

出席: 石井・兼田・久保・齋藤・清水・鈴木(真)
 ・手嶋・増山・丸岡・山口
 オブザーバー: しょうじ(絵本作家)

議題

1. 会報について

No.206: 巻頭言(未定) ⇒ノダ様に依頼済み(齋藤) ⇒「絵本とともに」(しょうじりお)、講演会記録(2)(神尾・手嶋)。図書館協議会第11回定例会報告(清水・山口) 柿の木文庫(鈴木) ⇒講演会くわらべうたでゆったり子育ての報告

2. すずめる会のリーフレットの改訂について

増山、高橋が引き続き担当し、検討する。

3. 今年度の活動計画について

図書館見学会

河内長野市立図書館(大阪)、瀬戸内市立図書館(岡山)に決定。

日程: 2017/1/31(火)～2/1(水)

指定管理者制度導入に反対する活動

学習会の開催 内容: 市の財政について知る。

図書館業務を広くPRしていく(「知恵の樹」の寄稿など)。⇒職員に依頼した。

4. 資料費増額の取り組みについて

財政分析など、自分たちで勉強していく。

5. 講演会の反省について

参加者: 69名。

反省点:

- ・資料を理解するのに時間がかかった。もう少しかみ砕いたものが必要。
- ・講演内容を一般市民向けと関係者向けに分けた方がよい?
- ・一般の方にも図書館の危機的状況を認識してもらえるような内容の講演も行っていかなければならない。
- ・日図協のメルマガに掲載依頼をし忘れてしまった。
- ・各館に配布したチラシの状況の把握ができなかった。

6. 「次期5ヵ年計画行政経営改革プランの概要」について

パブリックコメントは行われなかったことになった。

7. 図書指導員謝礼の金額変更について

約600筆の署名を市議会に提出。「知恵の樹」205号(9/27発行)の報告を参照。

8. その他

三多摩図書館研究所のHPが復旧した。

報告

1. としょかん子どもまつりの実行委員の選出他について

齋藤さんと丸岡さん(フォロー)のお二人が引き受けてくださった(今年度は二人体制)。

2. 第102回全国図書館大会第14分科会について

基調報告及びパネルディスカッションの司会は山口さんが行う。⇒「すずめる会」から5名参加した(他の分科会に1名参加)。

3. 団体及び個人からの報告

- 柿の木文庫: 9月16日(金)に市の講師派遣制度を利用したくわらべうたの講演会を無事に終えた。
- 野津田・雑木林の会: 「農村伝道神学校学報」第162号(9/20発行)「小さちゃんたち」(3)と題して、野津田公園の現況＝スポーツ公園化が進み自然の質が急速に変わろうとしている＝が、住民の危機感をもって語られている。
- 語り手の会: 会報「いまむかし」142号(10/1発行)をよく読んでください。
- かえで文庫: 机・椅子は寄贈という名目で納品された。ロッカーが使用できることとなった。
- 囑託労: 9/4(日)の講演会に囑託員も参加させて頂いた。差し迫っている問題だけに大変勉強になり、感謝している。

《編集後記》

全国図書館大会第14分科会(「公立図書館における市民参画のあり方ー図書館協議会の現状と未来ー」)に参加した。図友連の会員の協力による図書館協議会の現状調査は、大変意義深いものだった。取りまとめに当たられた山口洋さんに敬意を表すとともに、今後の更なる深化に期待したい。図友連の懇親会も含め、詳細は次号にて報告する。(T²)